

# **國際特許制度 2005**

## **PCT 年次報告**

## 目次

<b>1. はじめに</b> .....	3
<b>2. PCT 国際出願の出願動向</b>	
2.1 PCT 出願動向（1978 – 2005） .....	4
2.2 出願上位 15 ヶ国 .....	4
2.3 PCT 出願人上位 20 .....	5
2.4 PCT と発展途上国 .....	6
2.5 出願の言語 .....	7
2.6 技術分野 .....	8
<b>3. 国際特許制度の実績</b>	
3.1 受理官庁 .....	8
3.2 国際事務局 .....	9
3.3 受理官庁としての国際事務局 .....	11
3.4 国際調査 .....	12
3.5 国際予備審査 .....	13
3.6 国内段階移行 .....	15
<b>4. PCT の電子化</b>	
4.1 国際事務局における PCT 国際出願の電子処理 .....	15
4.2 国際事務局と官庁の電子データ交換 .....	16
4.3 電子出願 .....	16
<b>5. PCT 及び特許情報の普及</b>	
5.1 パテントスコープ・ポータルサイトの開設 .....	18
5.2 世界中のテクノロジーのオンライン利用 .....	18
5.3 PCT 出願の電子公開及び PCT 公報の電子形式による発行 .....	18
5.4 特許統計 .....	19
5.5 IPC 第 8 版の発行 .....	19
<b>6. PCT 法的枠組みの変更</b>	
6.1 2005 年改正 .....	19
6.2 2006 年改正 .....	20
6.3 2007 年改正 .....	21
<b>7. PCT 研修</b> .....	21
<b>8. PCT 締約国</b> .....	22
<b>9. インターネット上の更なる情報</b> .....	23

## 1 はじめに

2005 年、国際特許制度は様々なレベルにおいて顕著な進展があった。

**国際特許出願の顕著な増加** – 2005 年における国際特許出願の出願件数は 134'000 件以上に及び、2004 年に比べて 10.6%増加した。とりわけ東アジア（日本、韓国、中国）の出願増加率は 2 年連続で顕著なものとなっている。

**サービス及び生産性の改善** – 国際特許出願件数の顕著な全般的増加は、経済状況の改善の他にもとりわけ情報技術の利用による PCT 制度のサービス及び生産性の改善を理由としてあげることができる。今や電子媒体による出願件数は紙形式の出願よりも多くなっている。

**テクノロジーへのアクセスの平等化** – WIPO における PCT 出願の完全電子処理化は、WIPO における生産性の増加のみならず、世界中のテクノロジーをオンラインによって無料で利用可能にすることにも貢献した。WIPO の「パテントスコープ」ウェブサイトは、過去 20 年の重要な技術進歩の結果である 120 万件の国際特許出願を検索可能な形式で提供している。

(<http://www.wipo.int/patentscope/>)

**PCT データ交換の改善** – 情報技術によって WIPO と様々な国内及び広域官庁との間で出願及び関連データを送付するシステムの開発に成功した。

**より完全で最新の統計** – WIPO は特許統計の集積及び普及を進めた。国内移行に関する統計を含む PCT の統計が 2005 年から毎月インターネットで利用できるようになった。

(<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/patents/>)

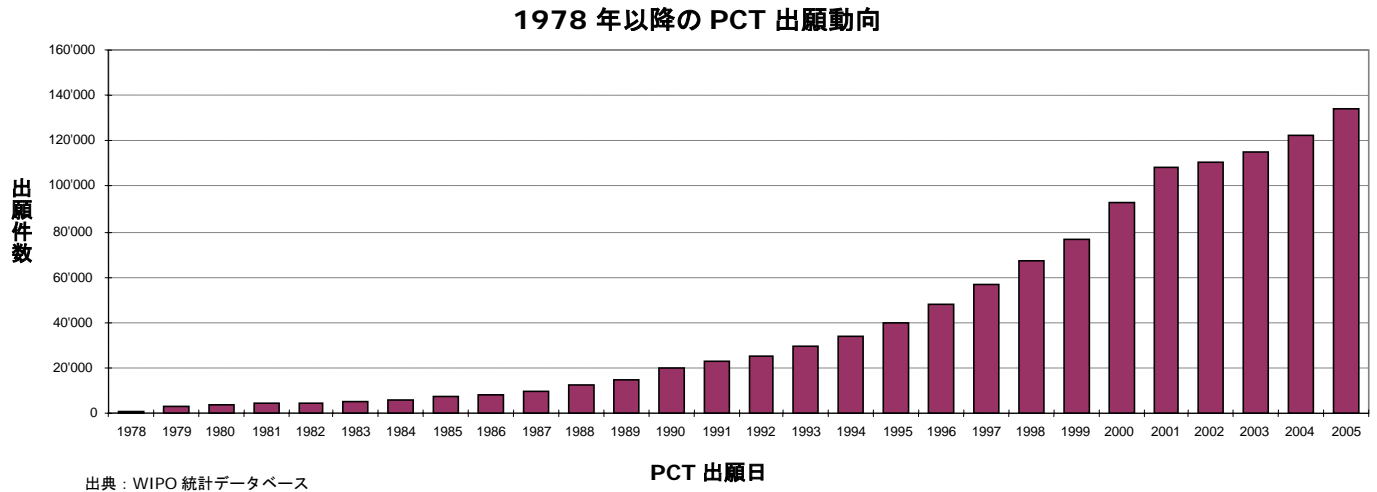
2006 年は、情報技術の分野における、またパテントスコープをとおしたテクノロジーの世界へのより幅広いアクセスに関連した上記の成果に基づいて展開するであろう。

特許協力条約 (PCT) は、発明者及び産業界に対して国際的な特許保護を取得するための有利なルートを提供する。PCT に基づく一つの「国際」特許出願を行うことにより、数多くの国々のそれぞれにおいて同時に発明の保護を求めることができる。出願人及び 130 の加盟国の特許庁は、PCT 制度に基づいて、統一された方式要件、国際調査及び予備審査報告、及び一元化された国際公開による恩恵を受ける。国内特許の付与手続及び関連手数料の支払いは、多くの場合、従来の特許制度に比べて 18 ヶ月（官庁によっては更に長期間）延期される。それまでの間に申請人は、特許保護を取得できる可能性や発明の商業的見込みについて重要かつ価値のある情報を入手できるであろう。

## 2 PCT 国際出願の出願動向

### 2.1 PCT 出願動向（1978 - 2005）

2005 年における国際特許出願の出願件数は 134'000 件以上に及び、前年に比べて 10.6%増加した。1978 年以降の国際出願件数の伸びを以下のグラフに示す。



### 2.2 出願上位 15 ヶ国<sup>1</sup>

国際特許制度の出願上位 5 ヶ国（米国、日本、ドイツ、フランス及び英国）に変動はなかった。出願上位 15 ヶ国は下表に示すとおり。

PCT 国際出願 上位 15 ヶ国／地域	2001	2002	2003	2004	2005
欧州特許庁加盟国	40'633	42'447	43'205	44'010	47'239
米国	43'055	41'294	41'026	43'342	46'019
日本	11'904	14'063	17'414	20'263	24'815
ドイツ	14'031	14'326	14'662	15'213	15'995
フランス	4'707	5'089	5'171	5'184	5'737
英国	5'482	5'376	5'206	5'028	5'114
韓国	2'324	2'520	2'949	3'556	4'685
オランダ	3'410	3'977	4'479	4'283	4'516
スイス	2'349	2'755	2'861	2'899	3'259
スウェーデン	3'421	2'990	2'612	2'849	2'855
中国	1'731	1'018	1'295	1'705	2'500
イタリア	1'623	1'982	2'163	2'192	2'354
カナダ	2'114	2'260	2'270	2'104	2'321
オーストラリア	1'664	1'759	1'680	1'837	1'984
フィンランド	1'696	1'762	1'557	1'672	1'888
その他	3'720	3'573	3'833	5'096	6'208
合計	108'231	110'391	115'202	122'640	135'602

出典：WIPO 統計データベース

<sup>1</sup> PCT 願書において最初に記載された出願人の居所に基づく。

## 2.3 PCT 出願人上位 20

2005 年には、235'000 の出願人<sup>2</sup>（又は発明者）が PCT 制度を利用した。PCT 出願人の上位 20 位までを以下の表に掲載する。

順位	国名	出願人	合計
1	NL	KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.	2'492
2	JP	MATSUSHITA ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD. (松下電器産業(株))	2'022
3	DE	SIEMENS AKTIENGESELLSCHAFT	1'399
4	FI	NOKIA CORPORATION	898
5	DE	ROBERT BOSCH GMBH	843
6	US	INTEL CORPORATION	691
7	DE	BASF AKTIENGESELLSCHAFT	656
8	US	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	605
9	US	MOTOROLA, INC.	580
10	DE	DAIMLERCHRYSLER AG	572
11	US	EASTMAN KODAK COMPANY	531
12	US	HONEYWELL INTERNATIONAL INC.	518
13	SE	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON (publ)	511
14	KR	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	483
15	DE	BAYER	469
16	US	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	461
17	JP	SONY CORPORATION (ソニー(株))	449
18	JP	MITSUBISHI DENKI KABUSHIKI KAISHA (三菱電機(株))	438
19	US	E.I. DUPONT DE NEMOURS AND COMPANY	423
20	JP	TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA (トヨタ自動車(株))	399

出典：WIPO 統計データベース

<sup>2</sup> 一般的に一つの出願には複数の出願人が存在する。したがって、出願人の数は PCT 国際出願件数を上回っている。

## 2.4 PCT と発展途上国

2005 年に発展途上国から受理した PCT 国際出願は、2004 年に比して 24.8%増加し、全体の 6.9%を占めた。いくつかの発展途上国（中国、メキシコ、韓国）では、PCT 利用が二桁%の伸びを示した。

PCT と発展途上国	2002	2003	2004	2005
韓国	2'520	2'949	3'556	4'685
中国	1'018	1'295	1'705	2'500
インド	525	764	723	678
シンガポール	330	282	432	441
南アフリカ	384	357	411	358
ブラジル	201	219	279	280
メキシコ	132	131	118	140
エジプト	1	22	53	51
マレーシア*	18	31	45	37
キプロス	23	28	43	29
フィリピン	20	21	11	27
コロンビア	36	24	22	23
アルゼンチン*	9	15	11	21
キューバ	11	20	18	11
モロッコ	10	7	7	9
カザフスタン	16	7	7	7
インドネシア	16	2	6	7
アルジェリア	3	5	6	4
北朝鮮	0	3	3	3
ジンバブエ	2	2	3	2
ウズベキスタン	2	0	0	2
ヴェトナム	2	7	2	0

出典：WIPO 統計データベース

\*当該国は PCT 締約国ではないが、当該国（又は他の非 PCT 締約国）の国民及び／又は居住者は、PCT 締約国の国民及び／又は居住者と共同で PCT 出願をすることができる。

## 2.5 出願の言語

2005 年において、PCT 国際出願は以下の言語で行われた：

出願の言語	2005	2005 (%)
英語	83'566	61.6
日本語	22'151	16.3
ドイツ語	15'863	11.7
フランス語	4'859	3.6
韓国語	2'676	2.0
中国語	2'234	1.6
スペイン語	1'065	0.8
イタリア語	706	0.5
ロシア語	654	0.5
スウェーデン語	546	0.4
オランダ語	483	0.4
フィンランド語	430	0.3
ノルウェー語	171	0.1
デンマーク語	111	0.1
ハンガリー語	24	<0.1
スロヴェニア語	14	<0.1
トルコ語	13	<0.1
クロアチア語	11	<0.1
ポルトガル語	9	<0.1
チェコ語	9	<0.1
スロヴァキア語	5	<0.1
その他	2	<0.1
合計	135'602	

出典：WIPO 統計データベース

## 2.6 技術分野

各国際出願は、発明の属する技術分野を定める国際特許分類（IPC）にしたがって分類される。以下の表は、2005年に公開された国際出願に付与された上位15の分類を示し、それぞれの合計を2004年の合計と比較するものである。

技術分野	2001	2002	2003	2004	2005	2005 (%)
A61K 医薬品、歯科用又は化粧品用製剤	5'284	6'082	7'071	6'768	6'449	5.1
G06F コンピュータ、データ処理	8'018	7'993	6'951	6'428	5'784	4.6
H04L デジタル情報の伝送	2'646	3'078	2'958	3'088	3'425	2.7
C07D 複素環式化合物	2'479	2'563	2'612	3'110	3'173	2.5
H01L 半導体装置	2'129	2'651	2'921	3'092	3'097	2.5
G01N 化学的又は物理的性質の決定による材料の分析	2'359	2'746	2'922	2'857	2'848	2.3
A61B 診断、手術	1'960	2'089	2'391	2'561	2'633	2.1
H04N 画像通信、例. テレビジョン	1'771	1'783	2'030	1'871	1'915	1.5
C12N 微生物又は酵素	3'963	3'494	2'547	2'197	1'905	1.5
A61F 血管への植込み可能なフィルタ; 補綴、整形外科用具	1'326	1'263	1'511	1'520	1'566	1.2
C07C 非環式化合物又は炭素環式化合物	1'508	1'412	1'501	1'476	1'476	1.2
H04Q 選択(スイッチ、リレー、セレクタ; 電子スイッチ)	1'479	1'447	1'406	1'396	1'444	1.2
G02B 光学装置	1'170	1'606	1'583	1'453	1'437	1.1
H04B 伝送	1'457	1'516	1'545	1'505	1'434	1.1
C12Q 酵素又は微生物を含む測定又は試験方法	1'295	1'502	1'615	1'464	1'137	0.9
その他	60'753	62'941	68'416	71'740	85'569	68.3
合計	99'597	104'166	109'980	112'526	125'292	

出典: WIPO 統計データベース

## 3 国際特許制度の実績

### 3.1 受理官庁

PCT に基づく国際出願は、まず受理官庁（国内又は広域官庁、もしくは WIPO 国際事務局）に対して行われる。PCT 制度では 103 の官庁が受理官庁として行動している。以下の表に上位 10 の受理官庁を掲載する。

PCT 国際出願の受理官庁	2005	2005 (%)
米国	46'014	33.9
日本	24'293	17.9
欧州特許庁	21'240	15.7
国際事務局	7'883	5.8
英国	5'169	3.8
韓国	4'685	3.5
フランス	3'920	2.9
中国	2'438	1.8
ドイツ	2'324	1.7
スウェーデン	2'050	1.5
その他	15'586	11.5
合計	135'602	

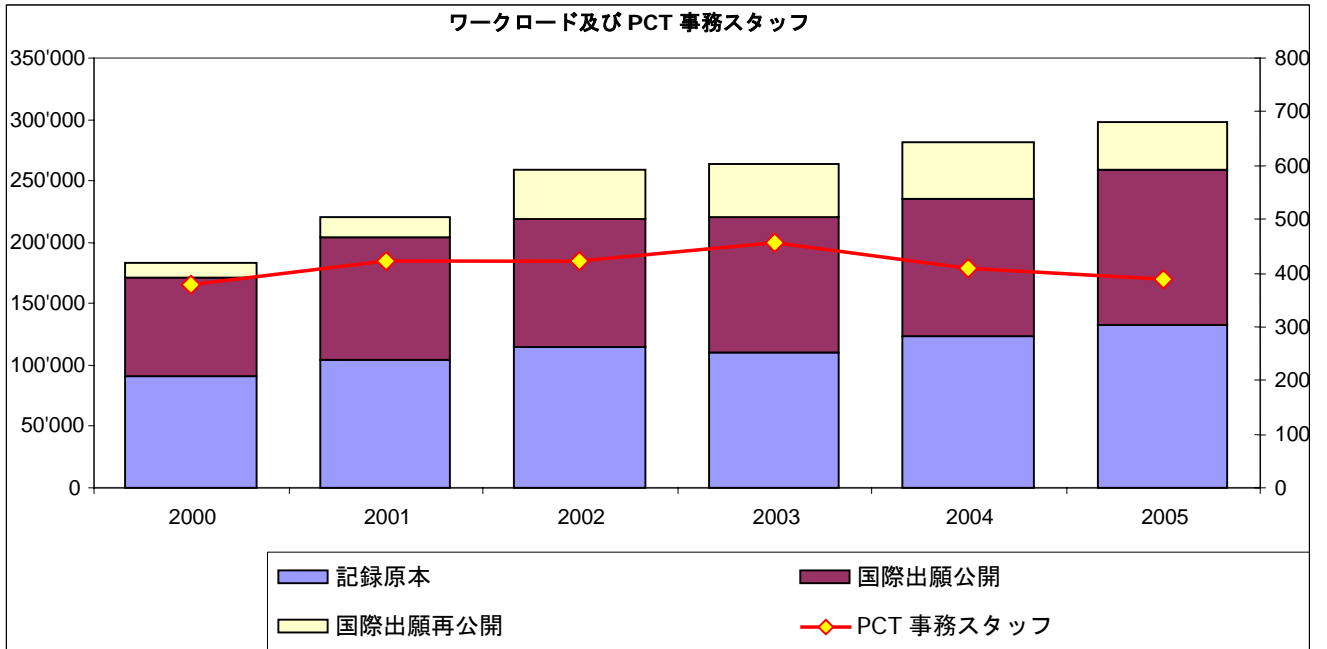
出典: WIPO 統計データベース



## 3.2 国際事務局

### 3.2.1 ワークロード及び PCT 事務スタッフ

過去 5 年間に於いて、国際事務局のワークロードは 50%以上増加した；一方、同期間に記録原本の処理を行うスタッフ<sup>3</sup>の数の増加は 3%のみであった。



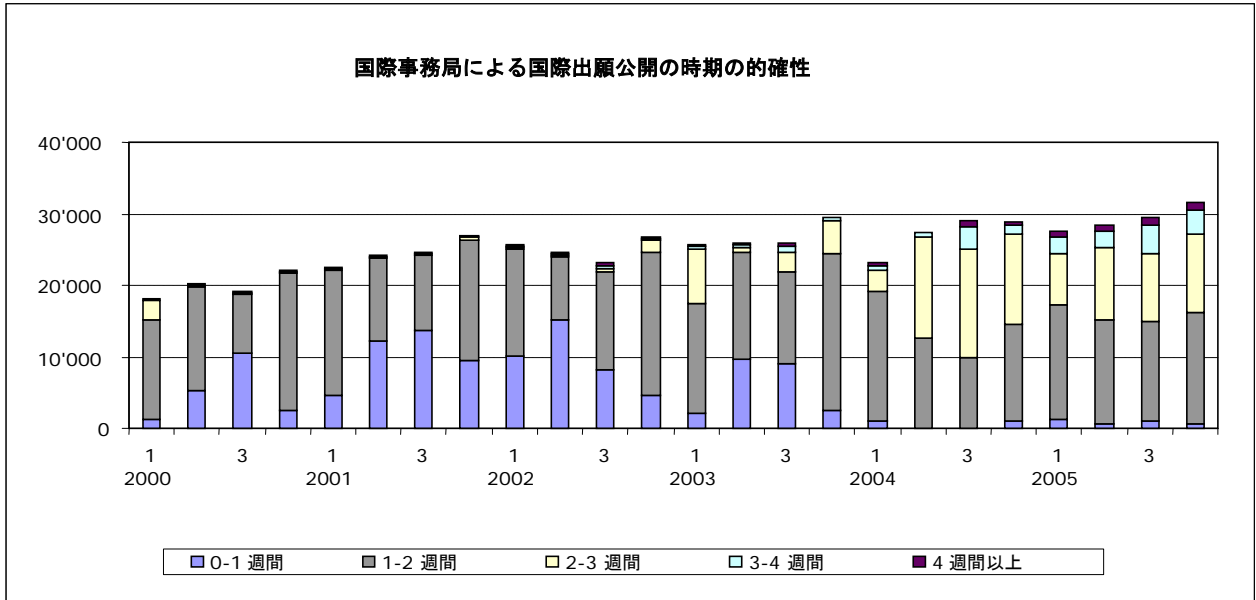
	2000	2001	2002	2003	2004	2005	増加率(%) 2000-2005
記録原本	91'114	104'098	114'363	110'282	123'415	133'132	+46.1
国際出願公開	79'947	99'597	104'166	109'980	112'526	125'292	+56.7
国際出願再公開	12'676	16'526	40'382	42'704	44'809	39'271	+209.8
PCT 事務スタッフ	377	422	421	455	407	388	+2.9

出典: WIPO 統計データベース

<sup>3</sup> PCT 国際出願の処理、翻訳、公開に直接関与するスタッフの数。

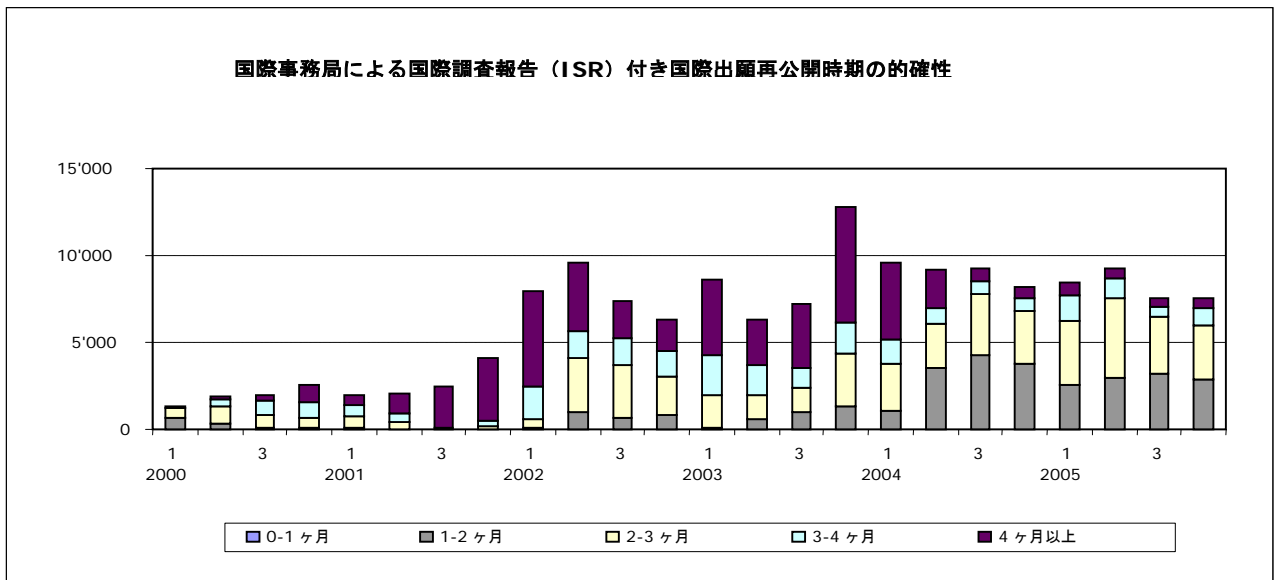
### 3.2.2 時期の的確性

以下のグラフは、国際事務局による公開時期の的確性を示す。2005 年には、国際出願の 50% が優先日から 18 ヶ月経過後 2 週間以内に、86% が 2～3 週間の間に、97% が 3～4 週間の間に公開された。



出典：WIPO 統計データベース

以下のグラフは、国際事務局による遅れて受領した調査報告の公開時期の的確性を示す。遅れて受領した調査報告の数は、2002 年以降顕著に増加している。2005 年には、35% が受領から 2 ヶ月以内に、80% が 2～3 ヶ月の間に、93% が 3～4 ヶ月の間に国際事務局によって公開された。



出典：WIPO 統計データベース

### 3.2.3 ワークロード対策としての翻訳外注

2005 年、国際事務局は抄録及び報告の翻訳に関して増加しているワークロードに対応するために外注の割合を増やした。国際事務局は以前から行っていた日本語及び中国語の抄録及び報告を英語翻訳するための外注に加え、2005 年からは一層幅広い言語の組合せに対しても外注を開始した。最近の規則改正に基づいて国際調査機関の見解書が国際出願の全件について作成されることになったが、このような重要かつ突然のワークロードに対しても国際事務局は当該措置の導入によって対応することができた。

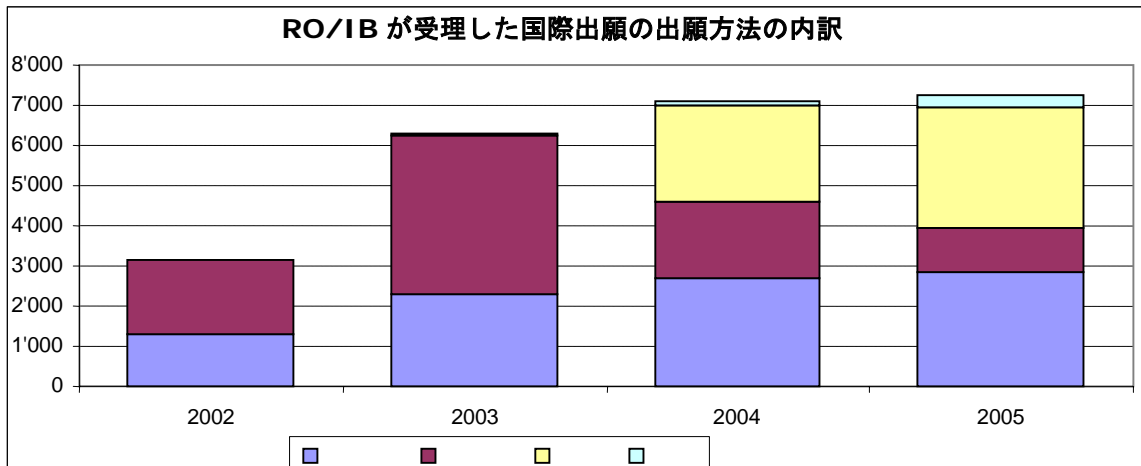
## 3.3 受理官庁としての国際事務局

### 3.3.1 2004 年から 2005 年にかけての増加割合

2005 年、受理官庁としての国際事務局（RO/IB）の利用は増加した。RO/IB は、7'883 件（2004 年に比して 10.9%増）の国際出願を 80 ヶ国の出願人から受理した。

### 3.3.2 出願方法の内訳

RO/IB で受理した 7'883 件の出願のうち、45.3%は電子出願であった。以下の表は、紙出願、PCT-EASY 機能を利用して願書部分を電子的に格納したディスクと共に提出された紙出願、及び完全電子出願（PDF 又は XML 形式）の割合の変化を示す。



	2002	2003	2004	2005
XML			142	334
PDF		15	2'355	3'243
EASY	1'850	3'971	1'930	1'199
紙	1'280	2'300	2'691	3'107

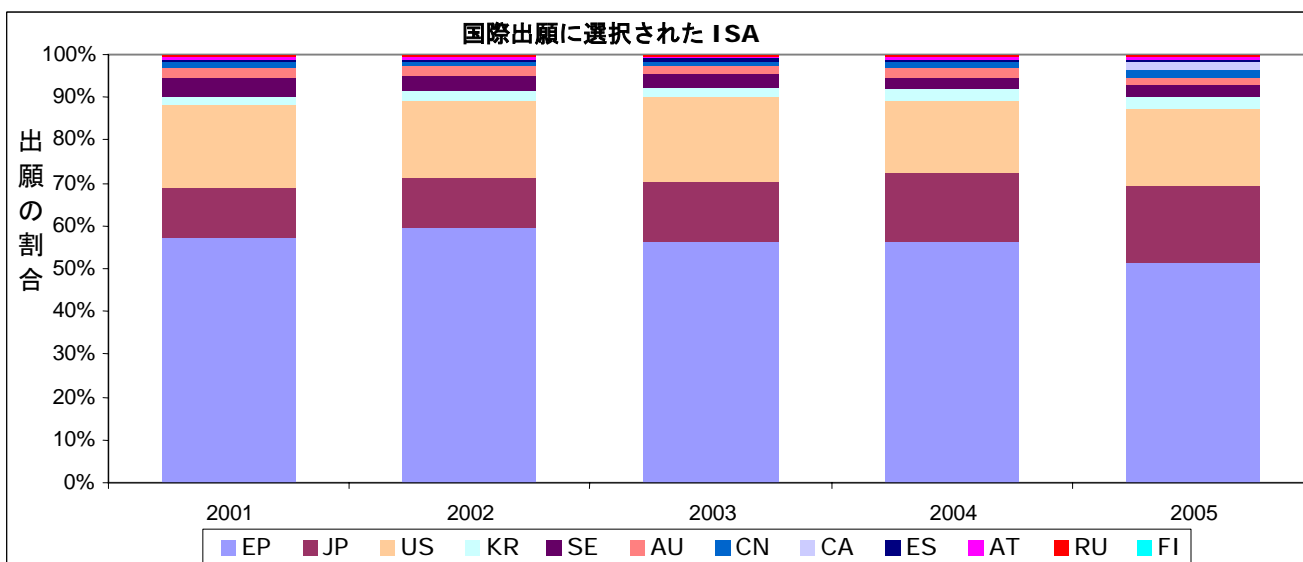
出典：WIPO 統計データベース

### 3.4 国際調査

2005 年末において、12 の官庁が国際調査及び予備審査機関として行動している。

#### 3.4.1 国際調査機関（ISA）の配分

2005 年、各 ISA によって調査された国際出願の割合は以下のとおり。



出典：WIPO 統計データベース

次の表は、各調査機関により作成された国際調査報告及び国際調査機関の見解書（WO-ISA）<sup>4</sup> の件数を示す。

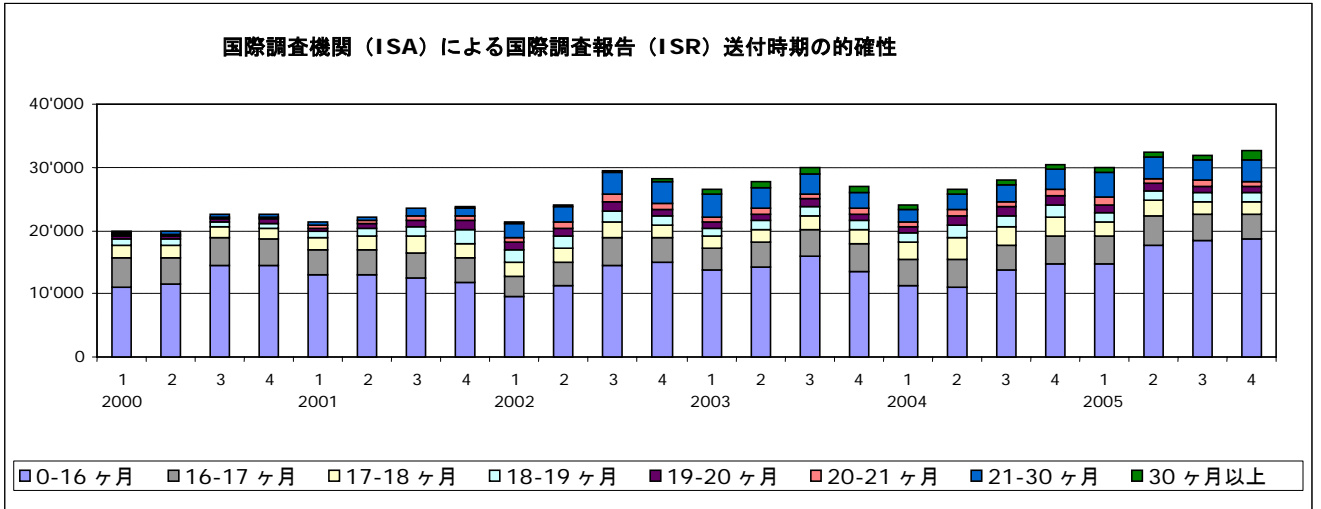
各調査機関が作成した国際調査報告の件数	2001	2002	2003	2004	2005	2005 (%)
欧州特許庁	52'765	61'907	63'134	62'111	65'075	51.3
日本	10'653	12'128	15'390	17'946	22'801	18.0
米国	17'645	18'860	22'324	18'566	22'742	17.9
韓国	1'756	2'122	2'325	2'927	3'579	2.8
スウェーデン	4'105	4'170	3'678	3'114	3'411	2.7
オーストラリア	1'990	2'142	2'194	2'361	2'565	2.0
中国	1'464	1'000	1'159	1'315	2'149	1.7
カナダ				93	2'076	1.6
スペイン	475	598	683	713	833	0.7
オーストリア	535	551	534	788	776	0.6
ロシア	535	643	558	609	591	0.5
フィンランド					217	0.2

出典：WIPO 統計データベース

<sup>4</sup> 2004 年以降

### 3.4.2 時期の的確性

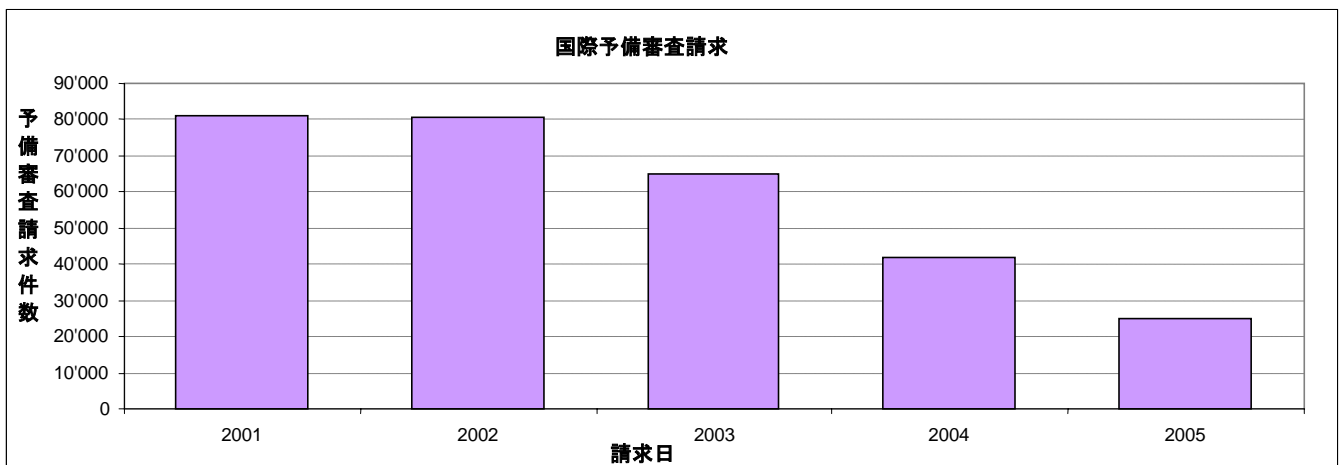
以下の表は、国際調査報告（ISR）の作成時期の的確性を示す。過去5年間、ISR作成時期の的確性は一定しているが、21ヶ月以降に作成された件数の増加が目立つ。



## 3.5 国際予備審査

### 3.5.1 国際予備審査機関（IPEA）の配分

2005年において、国際予備審査請求は近年の予期されている減少傾向が継続し、2004年に比して41%減少した（以下の表参照）。この減少傾向は、2002年4月に施行された国内移行期限の変更及び2004年の国際調査機関の見解書（WO-ISA）の導入によるところが大きく、結果として国際予備審査請求を行う出願人が減少した。



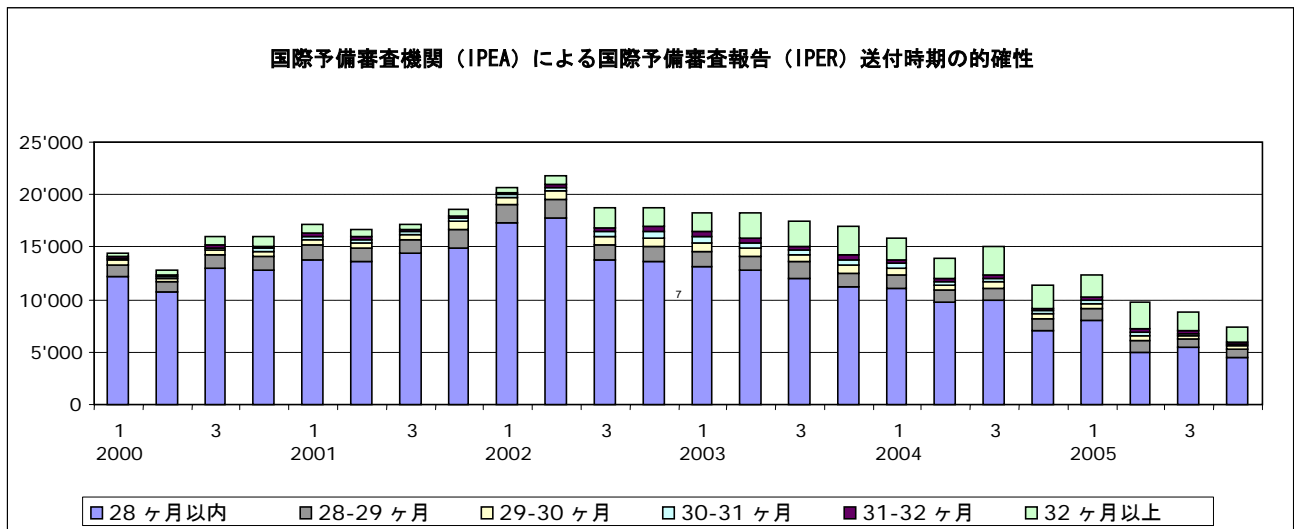
この表は、各審査機関の国際予備審査請求件数を示す。

各審査機関の国際予備審査請求件数	2001	2002	2003	2004	2005	2005(%)
欧州特許庁	45'938	41'056	31'468	21'668	13'565	54.1
米国	21'257	24'677	20'106	11'450	5'200	20.7
日本	6'139	7'076	6'815	4'203	2'521	10.1
オーストラリア	1'839	1'855	1'694	1'252	1'012	4.0
スウェーデン	3'571	3'464	2'618	1'620	975	3.9
韓国	970	1'367	1'079	934	638	2.5
中国	779	675	669	501	432	1.7
カナダ				1	309	1.2
オーストリア	210	258	239	147	159	0.6
ロシア	388	379	212	162	136	0.5
スペイン			8	128	128	0.5
フィンランド					4	<0.1
合計	81'091	80'807	64'908	42'066	25'079	

出典: WIPO 統計データベース

### 3.5.2 時期の的確性

国際予備審査報告 (IPER) のほとんどが優先日から 29 ヶ月以内に国際事務局に届いているが、遅れて提出されるものも依然として相当数ある。



出典: WIPO 統計データベース

### 3.6 国内段階移行

2005 年、国際段階後の PCT 出願に関する情報の不足を補うために WIPO は PCT 国内段階情報の収集・提供を開始した。PCT 国内段階移行に関する予備的報告が発行された。報告には、官庁、出願国及び技術分野毎の分析が含まれている

この情報は、趣旨に賛同した国内特許庁から WIPO に提供されたデータに基づいている。

15 官庁の PCT 国内段階移行統計を以下の表に示す。<sup>5</sup>

選択官庁への国内段階移行							
官庁	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
EP	33'537	39'123	46'066	53'168	52'493	61'488	65'227
JP	23'436	26'847	14'270	36'813	37'796	36'124	39'973
US	17'078	20'628	24'848	24'250	34'142	31'497	36'739
CA	18'825	22'747	24'771	26'320	27'348	25'786	
CN	11'436	13'350	15'801	19'231	22'657	23'354	32'414
KR	10'838	12'338	14'876	16'686	17'868	16'973	21'660
AU	11'223	13'303	15'492	16'507	17'503	15'839	16'796
BR	2'461	11'552	14'090	9'674	11'098	7'618	12'444
IN			4'164	6'351	7'049	7'717	10'671
MX			9'643	10'572	10'355	9'780	10'657
RU	3'391	3'185	3'649	4'101	4'083	4'219	5'288
PL	2'900	3'519	3'799	3'419	3'443	3'177	4'961
NZ	3'258	3'738	4'318	4'548	4'440	4'097	4'272
GB	994	1'265	1'335	1'504	1'620	1'789	1'731
DE	2'201					7'580	1'450

出典：WIPO 統計データベース

## 4 PCT の電子化

### 4.1 国際事務局における PCT 国際出願の電子処理

2005 年、国際事務局は特定の国際出願について紙ファイルを作成することなく完全電子化処理を開始した。国際事務局において電子形式で受理した国際出願及び関連書類は、電子ドシエ（E ドシエ）に直接アップロードされるようになった。紙形式で受理したものは直ちにスキャンされて E ドシエに入力される。このように紙ファイルに基づく作業がなくなったため、スタッフの作業方法は大きく変貌した。

国際事務局における E ドシエの利用は、韓国知的所有権庁（KIPO）及びフィンランド国家特許登録委員会に出願された国際出願の電子処理から漸次開始された。現在、一つの受理官庁を除く全ての官庁からの完全電子処理されている国際出願に対して利用されている。

電子処理は、PCT 関係の文書及びデータの包括的電子データベース化を含め、長期的な効率化と国際事務局における業務の改善を目指したものである。

<sup>5</sup> この文書の発行日（2006 年 6 月 12 日）に国際事務局で利用可能なデータに基づく。

## 4.2 国際事務局と官庁の電子データ交換

受理官庁及び／又は国際調査機関としての 12 の官庁<sup>6</sup>が、PCT 電子データ交換サービス (EDI) を介して記録原本、国際調査報告及び他の文書の電子形式での送付を開始した。この適応性が高く、安全で自動化されたメカニズムによって、官庁は国際事務局との間でバルクデータ及び文書の交換が可能である。

## 4.3 電子出願

### 4.3.1 電子出願に向けた大きな動き

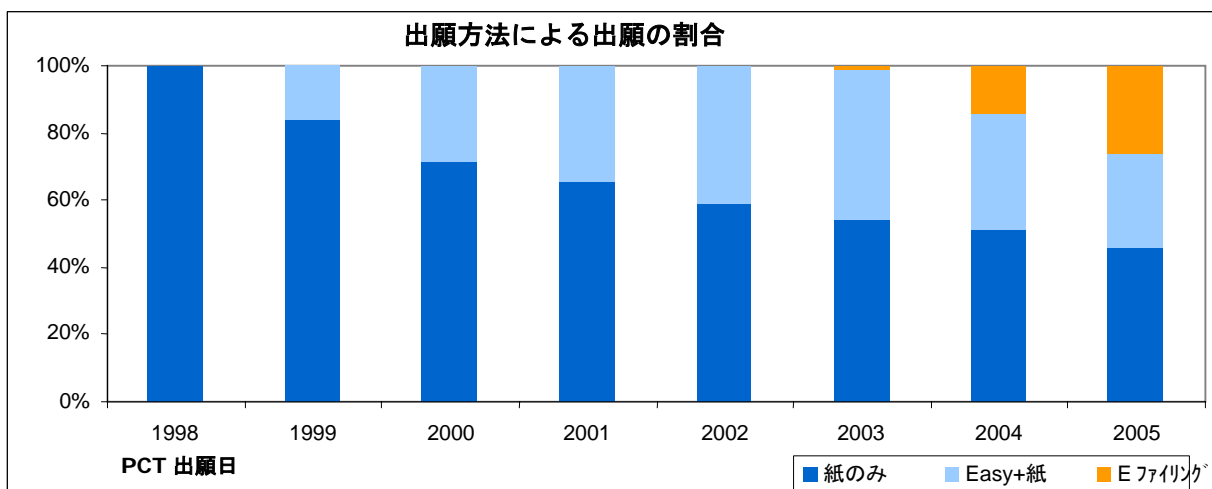
2005 年、国際出願全件の内 26.3%が電子的に出願された。さらに次の 3 つの受理官庁において国際出願を電子的に出願することが可能になった：オーストラリア特許庁、デンマーク特許商標庁、及びオランダ工業所有権庁。2005 年末には 12 の受理官庁で電子形式の出願を受理可能になった。2006 年前半にはさらに次の 4 つの官庁が加わった：ポーランド特許庁、ルーマニア発明商標庁、スロヴァキア工業所有権庁、及びスウェーデン特許登録庁。

---

<sup>6</sup> オーストラリア、カナダ、中国、ユーラシア特許庁、フィンランド、フランス、メキシコ、韓国、スペイン、スウェーデン、英国及びヴィエトナム。



以下の表は、紙出願、PCT-EASY 機能によって電子的に作成されたディスクを添付した紙出願、及び完全電子出願（E ファイリング）の 1998 年以降の割合の変遷を示す。



出願方法 (%)	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
紙	99.9	84.1	71.3	65.3	59	54.2	51.2	45.9
Easy+紙	<1	15.9	28.7	34.7	41	44.9	34.7	27.7
E ファイリング <sup>3</sup>					<1	1	14.1	26.3

出典：WIPO 統計データベース

#### 4.3.2 PCT-SAFE ソフトウェア

PCT-SAFE (Secure Applications Filed Electronically) クライアントソフトウェアのいくつかの新しいプログラムがリリースされ、新たな機能、新たな官庁及びその他の PCT に関する変更を導入した。2005 年末には、合計 73 の受理官庁が PCT-SAFE ソフトウェアの PCT-EASY 機能を利用して作成した願書を含む国際出願を PCT-EASY ディスク (又は他の記録媒体) と共に受理することが可能になった。出願人は PCT-EASY 機能を引続き利用することができるが、PCT 完全電子出願を行う出願人が増加しており、手数料の減額を得ることができる。

#### 4.3.3 PCT-ROAD

PCT-ROAD (Receiving Office Administration) システムは、韓国知的所有権庁と WIPO の共同プロジェクトであり、電子媒体による PCT に基づく電子出願を可能にするものである。パイロット官庁とされた 4 の PCT 受理官庁 (エジプト、イスラエル、フィリピン、ヴィエトナム) では、オンサイトでのトレーニング及び導入プロセスを経てシステムが配備された。PCT-ROAD ソフトウェアは、フィードバックを得るために 4 のパイロット官庁を始めとして関心のある何れの官庁に対しても 2005 年前半から利用可能であった。2005 年末には、PCT-ROAD システムは 16 の PCT 受理官庁に導入されている。

## 5 PCT 及び特許情報の普及

### 5.1 パテントスコープ・ポータルサイトの開設

2005 年の第三四半期にパテントスコープ・ポータルサイト ([www.wipo.int/patentscope](http://www.wipo.int/patentscope)) が新たに開設された。WIPO の特許及び PCT 関連のサービス・活動の全ての情報 (PCT 出願公開情報を含む) がこのポータルから利用可能である。

### 5.2 世界中のテクノロジーのオンライン利用

120 万件を超える公開された PCT 出願が、最新の書誌データ及び文書 (例えば、優先権書類、ISA の見解書、特許性に関する国際予備報告) を含め、オンラインにて無料で利用することができる。 [www.wipo.int/pctdb/](http://www.wipo.int/pctdb/)。

このサービスは以下の事項を提供する：

- 最新かつ高速の検索機能。1998 年以降の英語、フランス語、ドイツ語及びスペイン語で公開された出願のフルテキスト検索を含む；
- 1978 年の最初の公開から現在に至るまでの公開された PCT 出願の全て；
- 毎週新たに公開される PCT 出願の公開日におけるアクセス；
- 形式を選択して文献の全てを印刷・ダウンロードする機能；
- 公開後の変更を含む国際事務局の記録上の最新書誌データ；
- ステータス情報、公開文献及びファイル内文書への単一システムによるアクセス。

国際事務局は独自の光学式文字読取装置 (OCR) を開発した。この装置によって国際事務局は公開された国際出願のサーチ用テキストをイメージと共に国際公開日に提供することができる。国際事務局の光学式文字読取装置は 2005 年の最終四半期に導入が開始され、2006 年にはさらに導入される。

### 5.3 PCT 出願の電子公開及び PCT 公報の電子形式による発行

2005 年 10 月、PCT 公報は 2006 年 4 月 1 日から紙形式ではなく全て電子形式によって公開されることが加盟国によって決議された。電子公報の内容は刷新された。WIPO は 2005 年 7 月に電子公報の新バージョン・プロトタイプを発行し、2006 年 4 月 1 日にこのプロトタイプが「公式」の公報になった。

当該日以降、PCT 国際出願の国際公開は完全に電子形式で行われている。これは国際出願の法定の公開は電子公開であることを意味している。電子公開は国際公開日に様々な形式でパテントスコープ・ポータルサイト ([www.wipo.int/pctdb](http://www.wipo.int/pctdb)) にて利用可能である。

### 5.4 特許統計

国際事務局による特許統計の収集及び普及を強化する構想が開始された。この構想の一部として国際事務局は、調査票を改訂し最新ののものにすることによってデータ収集メカニズムを改良した。

集積データに対する分析報告及びインターネットベースでの照会を含めて、データは多くの方法で提供される。

## 5.5 IPC 8 版の発行

新たに国際特許分類（IPC）最新版が 2006 年 1 月 1 日に施行された。当該日以降、全ての公開特許文献は最新版にしたがって分類される。IPC 第 8 版は、特許情報検索を効率化するための電子環境に IPC を適応させ、工業所有権庁及び公衆による利用の促進を企図したリフォームの 6 年にわたるプロセスの産物である。

## 6 PCT 法的枠組みの変更

### 6.1 2005 年改正

#### 6.1.1 PCT 規則改正（2005 年 4 月 1 日施行）

2004 年の PCT 同盟総会において多くの PCT 規則改正が採択され、2005 年 4 月 1 日に施行された。改正は以下の事項に関する：

- 調査及び審査のための紙又は電子形式による配列表の遅延提出手数料；
- 発明の単一性を満たさない場合の ISA 及び IPEA における簡素化された異議申立手続；及び
- 2004 年 1 月 1 日に施行された規則改正の修正。

#### 6.1.2 その他

- **国際調査及び予備審査機関の増加**

フィンランド国家特許登録委員会が 2005 年 4 月 1 日以降に出願された国際出願において国際調査及び予備審査機関として行動することになった。その結果、国際調査及び予備審査機関の数は 12 となった。

- **RO/US が KIPO を国際調査機関に特定**

韓国知的所有権庁（KIPO）が RO/US によって米国特許商標庁（USPTO）に出願された国際出願に対する国際調査機関に特定された。KIPO と USPTO は 2005 年末に同意書に署名し、2006 年 1 月 1 日に施行された

## 6.2 2006 年改正

### 6.2.1 PCT 規則改正（2006 年 4 月 1 日施行）

2005 年 10 月の PCT 同盟総会において、以下の事項に関して多くの PCT 規則改正が採択された：

- 電子形式による国際公開及び PCT 公報—全ての国際出願の完全電子公報及び PCT 公報の電子形式のみによる発行に向けて（詳細は第 5 章参照）；
- 公開言語にアラビア語を追加；
- みなし全指定制度の例外；及び
- 国際出願の一部としての国内要件に関する申立ての公開

### 6.2.2 今後の展開及び課題

- **補充国際調査及び複数言語による国際公開**

PCT リフォーム作業部会は、複数言語による国際公開、及び、主国際調査機関以外の国際機関による補充調査に関する提案を継続して審議する。

- **国際調査及び予備審査のための品質体制の共通化**

2005 年、国際機関会合（MIA）の第 2 回会合にて全 12 の国際調査及び予備審査機関が会した。今後の展開について、品質スタンダード、マニュアル及び専門知識の集積、審査官のスキル及び研修、及び品質メトリック等の共通のアプローチが必要な特定の課題について作業を行うべきであることを合意した。様々な機関の調整と協力によって好結果を生じる分野があることが確認された。締約国間で PCT 制度の信頼性を確立し、各官庁における国際機関の成果利用を促すためには、国際調査及び予備審査の品質の重要性に十分に意を払う必要がある。

- **PCT 最小限資料**

また、MIA は、伝統的知識に関する 2 の刊行物を PCT 最小限資料の一部をなす非特許文献リストに追加することに合意した。さらに、韓国特許庁の提案により、韓国特許文献を PCT 最小限資料に加えることについても合意した。この提案は、2005 年 10 月の PCT 同盟総会にて承認された。長期的には、最小限資料のコンセプトを一層包括的に見直すための作業部会及び知的所有権デジタルライブラリー検索ガイダンスの開発を監督するための作業部会が設立された。

### 6.3 2007 改正—PCT 規則改正（2007 年 4 月 1 日施行）

2007 年に施行される改正は以下の事項に関する：

- 国際出願の欠落要素及び部分；
- 優先権の回復；
- 明白な誤記の訂正；及び
- 韓国特許文献の PCT 最小限資料への追加。

## 7 PCT 研修

PCT の利用及びメリットについて、並びに加盟促進のために、国際事務局の職員によって約 110 のセミナーとプレゼンテーションが約 7'260 の関係者に対して次の言語によって行われた：アラビア語、英語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語及びスペイン語。

セミナー及びプレゼンテーションは次の 31 ヶ国で開催された：アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、キューバ、デンマーク、エクアドル、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、日本、ヨルダン、メキシコ、ノールウェー、韓国、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、ウルグアイ及びヴェトナム。

## 8 PCT 締約国

2005 年、新たに 4 の締約国が PCT に拘束されることになったーコモロ、リビア・アラブ・ジャマール・ヒリーヤ、ナイジェリア、及びセントクリストファー・ネーヴィスーその結果 2005 年 12 月 31 日の時点での締約国は以下の 128<sup>7</sup>ヶ国となった：

アルバニア	デンマーク	マダガスカル	シンガポール
アルジェリア	ドミニカ	マラウイ	スロヴァキア
アンティグア・ バーブーダ	エクアドル	マリ	スロヴェニア
アルメニア	エジプト	モーリタニア	南アフリカ共和国
オーストラリア	赤道ギニア	メキシコ	スペイン
オーストリア	エストニア	モナコ	スリ・ランカ
アゼルバイジャン	フィンランド	モンゴル	スーダン
バルバドス	フランス	モロッコ	スワジランド
ベラルーシ	ガボン	モザンビーク	スウェーデン
ベルギー	ガンビア	ナミビア	スイス
ベリーズ	グルジア	オランダ	シリア・アラブ共和国
ベナン	ドイツ	ニュー・ジーランド	タジキスタン
ボスニア・ ヘルツェゴヴィナ	ガーナ	ニカラグア	マケドニア
ボツワナ	ギリシャ	ニジェール	旧ユーゴー スラヴィア共和国
ブラジル	グレナダ	ナイジェリア	トーゴ
ブルガリア	ギニア	ノールウェー	トリニダード・トバゴ
ブルキナ・ファソ	ギニア・ビサオ	オマーン	チュニジア
カメルーン	ハンガリー	パプア・ニューギニア	トルコ
カナダ	アイスランド	フィリピン	トルクメニスタン
中央アフリカ共和国	インド	ポーランド	ウガンダ
チャード	インドネシア	ポルトガル	ウクライナ
中国	アイルランド	大韓民国	アラブ首長国連邦
コロンビア	イスラエル	モルドヴァ共和国	英国
コモロ	イタリア	ルーマニア	タンザニア連合共和国
コンゴ	日本	ロシア	米国
コスタ・リカ	カザフスタン	セントクリストファー・ ネーヴィス	ウズベキスタン
コートジボアール	ケニア	セント・ルシア	ヴェトナム
クロアチア	キルギス	セント・ヴィンセント及び グレナディーン諸島	ザンビア
キューバ	ラトヴィア	サン・マリノ	ジンバブエ
キプロス	レソト	セネガル	
チェッコ	リベリア	セルビア・モンテネグロ	
朝鮮民主主義 人民共和国	リビア・アラブ・ジャ マール・ヒリーヤ	セイシェル	
	リヒテンシュタイン	シエラ・レオーネ	
	リトアニア		
	ルクセンブルグ		

<sup>7</sup> 2005 年末からこの文書の発行日（2006 年 6 月 12 日）の間に、ラオス人民民主主義共和国及びホンデュラスが PCT に加入し、締約国の数は 130 になっている。

## 9 インターネット上の更なる情報

以下の情報を含む PCT 関係の更なる情報が WIPO のウェブサイトに掲載されている：

- **データ**  
国際特許出願検索サービス  
PCT 統計
- **法令関係最新情報**
- **専門家のための情報**
- **言語**  
中国語、日本語、ロシア語、スペイン語、ドイツ語、韓国語。

特許及び国際特許制度に関する全ての情報は  
以下のパテントスコープ・ポータルサイトをご覧ください。

[www.wipo.int/patentscope](http://www.wipo.int/patentscope)